

## 重要事項等説明書

## 契約概要

組立式火災保険(じぶんでえらべる火災保険)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。なお、他にこの保険の補償を受ける方がいらっしゃる場合、その方にも本書面に記載されている内容をお伝えください。

## 1 商品の仕組み

この保険は火災、落雷および破裂・爆発により、建物・家財が損害を受けたときに保険金をお支払いいたします。また、「風災、雹災および雪災補償特約」、「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約」、「盗難補償特約」、「水災補償特約」および「諸費用補償特約」をセットすることで、保険金をお支払いする事故の範囲を拡大したり、事故等に付随して発生する費用に対して保険金をお支払いすることができます。なお、地震保険をご契約された場合には、地震などにより建物・家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いいたします。

## 2 主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)

保険をつける対象(以下「保険の対象」といいます。)に生じた損害に対し、保険金をお支払いする主な事故は次のとおりです。詳細は普通保険約款および各特約をご確認ください。

ご契約内容	支払事由
組立式火災保険にご加入いただいた場合	○火災 ○落雷 ○破裂または爆発
風災、雹災および雪災補償特約をセットした場合	○台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災 ○雹災 ○豪雪、雪崩等による雪災
水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約をセットした場合	○給排水設備に生じた事故または被保険者(保険の補償を受けられる方。ただし、損害賠償請求権者および質権者を除きます。)以外の人が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または出水による水濡れ ○建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊または建物内部での車両・その積載物の衝突、接触(雨、雪、あられおよび砂塵等の吹き込みは除きます。) ○騒擾等の集団行動、労働争議に伴う暴力・破壊行為
盗難補償特約をセットした場合	○盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。) ※盗難補償特約(家財用)をセットした場合、保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書、切手、印紙、乗車券、航空券の盗難を含みます。
水災補償特約をセットした場合	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災

また、上記保険金とは別に、被災時に生じる費用をカバーする次の費用保険金をお支払いします。

ご契約内容	お支払いする費用保険金
組立式火災保険にご加入いただいた場合	損害防止費用保険金、残存物取片づけ費用保険金
○風災、雹災および雪災等補償特約をセットした場合 ○水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約をセットした場合	残存物取片づけ費用保険金
諸費用補償特約をセットした場合	臨時費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金

## 3 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

この保険では、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款および各特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

普通保険約款、特約	保険金をお支払いできない主な場合・損害
○組立式火災保険 ○風災、雹災および雪災補償特約 ○水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約 ○盗難補償特約 ○水災補償特約 ○諸費用補償特約	○ご契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ○火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水濡れ、物体の落下・飛来、騒擾、水災等の事故における保険の対象の紛失・盗難 ○戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流出による損害、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。) ○損害および火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害(ただし、諸費用補償特約の地震火災費用保険金を除きます。) ○保険料をお支払いいただく前に生じた事故(「初回保険料の口座振替に関する特約」等、特定の特約をセットした場合を除きます。) など
水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約	○ご契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ○給排水設備自体に生じた損害
盗難補償特約(家財用)	保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難
諸費用補償特約	組立式火災保険、風災、雹災および雪災補償特約または水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約で保険金が支払われない場合(それぞれの免責事由に該当するために保険金が支払われない場合を含みます。)

## 4 主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細はパンフレット、普通保険約款、特約等でご確認ください。

特約の名称	特約の概要
個人賠償責任補償特約	ご本人またはご家族が日常生活や、保険の対象である建物の所有、使用および管理に起因し、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償金や訴訟費用等の費用を保険金としてお支払いいたします。
借家人賠償責任補償特約	借戸室(住宅)にお住まいの方が、火災または破裂・爆発により借用している戸室に損害を与え、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償金や訴訟費用等の費用を保険金としてお支払いいたします。
修理費用補償特約	借用している戸室に火災、落雷、破裂・爆発、盗難等によって損害が生じ、貸主との賃貸借契約に基づいて、戸室を事故前の状態に修理するために被保険者が費用を負担した場合に保険金をお支払いいたします。
類焼損害補償特約	被保険者の住まいからの失火で、近隣の住宅に火災等の損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。(ただし、近隣の住宅に別の火災保険が契約されている場合、その火災保険からのお支払いを優先します。)

## 5 引受条件(保険の対象、保険金額等)

建物の一部または全部を事務所や店舗などの住居以外の用途に使用されている場合は、ご加入いただくことはできません。

## (1) 保険の対象について

この保険は、住居専用で使用している建物またはその建物に収容されている家財を対象にご加入いただけます。ただし、建物に収容されている家財であっても、次のものは保険の対象に含まれません。  
・自動車(自動二輪車、自動三輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)  
・通貨、預貯金証書、有価証券、切手、印紙、乗車券、航空券その他これらに類する物  
また、建物と収容家財の所有者が同じ場合において、収容家財のみを保険の対象としたときは、建物に定着している電気・ガス・冷暖房設備その他の付属設備は、保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

## (2) 保険金額の設定について

ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

- 建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。同様に、家財のみのご契約では建物の損害は補償されません。建物と家財の両方の補償を希望される場合、建物と家財のそれぞれに保険金額を設定し、ご契約ください。
- 建物の保険金額は再調達価額※1に設定してください。  
※「再調達価額」とは保険の対象である建物や家財を再築・再購入するのに必要な額をいいます。
- 家財の保険金額は再調達価額の範囲内でお決めになり、ご契約ください。
- 家財をご契約される場合でも、貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物(以下、明記物件といいます。)|は、申込書に明記していないと補償の対象になりませんので、ご注意ください。また、これらの明記物件については、時価(再調達価額から使用による消耗分を控除した額)を基準として、時価額いっぱい(※2)に保険金額を設定してください。
- 再調達価額(④の明記物件については時価額)を超えて保険金額をお決めになられても、その超過部分については補償されませんので、ご注意ください。

## (3) 保険期間(ご契約期間)について

この保険の保険期間は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も可能です。詳しくは契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。また実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

## (4) 保険料について

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の構造、セットする特約等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

## (5) 保険料の払込方法等

選択することができる保険料の払込方法・払込方式は、保険期間により異なります。お客様のご希望にあった払込方法・払込方式をお選びください。また、分割払(月払)は一括払に比べて保険料が割増となりますので、ご注意ください。  
なお、お勤め先と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、下記のとおり払込方法以外に団体扱のご契約とすることができます。

保険期間	払込方法	払込方式		
		口座振替	直接集金(※1)	クレジットカード払
1年	一括払	○	○	○
	分割払(月払)	○(※2)	—	—
長期(1年超)	一括払	—	○	○
	分割払(月払・年払)	○(※2)	—	—
短期(1年未満)	一括払	—	○	○

(※1) 当社指定の金融機関への振込を含みます。

(※2) 初回保険料は直接集金、クレジットカード払とすることができます。

## 6 地震保険の取扱い

## (1) 商品の仕組み

地震保険は火災保険にセットしてご契約していただく必要があります。地震保険を単独で契約することはできません。また、火災保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

## (2) 補償内容

- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。  
○全損のとき…地震保険金額の100%(時価が限度)  
○半損のとき…地震保険金額の50%(時価の50%が限度)  
○一部損のとき…地震保険金額の5%(時価の5%が限度)  
上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。
- 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成24年4月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{6兆2,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

## (3) 主な免責事由(保険金を支払わない場合)等

- 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを火災保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象になりません。  
○通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車  
○1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品  
○稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物  
など
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## (4) 保険期間(ご契約期間)

地震保険は、セットで契約する火災保険の保険期間にあわせてご契約いただけます。また、火災保険が保険期間1年を超える長期契約の場合、地震保険は1年ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約を組み合わせてご契約いただけます(ただし、火災保険の保険料の払込方法が長期年払または長期月払の場合、地震保険は1年ずつ自動的に継続する方式のみのご契約となります。)

## (5) 引受条件(ご契約金額等)

- 地震保険の保険の対象は、「居住用建物」および「家財」となります。
- 建物、家財ごとに、火災保険の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。保険料は、保険金額のほかに保険の対象の所在地、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の構造により異なります。また、建物の免震・耐震性能に応じた免震建築物割引(30%)、耐震等級割引(10~30%)、耐震診断割引(10%)および建築年割引(10%)の割引制度があります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、東海地震に係る防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 8 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、契約取扱者(営業担当者・代理店)にご連絡ください。なお、解約に際しては、契約内容および解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち経過していない期間に相当する保険料を解約返れい金として返還することがあります。詳しくは、契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。

## 9 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆ご契約に関する手続き・お問い合わせ先	契約取扱者(営業担当者・代理店)へご連絡ください。
◆事故が起こった場合	契約取扱者(営業担当者・代理店)または事故受付専用電話へご連絡ください。 事故受付専用電話 通話料 0120-251024 (24時間365日受付) ※事故受付以外のお問い合わせは、下記連絡先をお願いいたします。
◆当社へのご相談・苦情・お問い合わせ先	お客様相談室 通話料 0120-281-389 受付時間:9:00~17:30 (ただし、年末年始を除く)
◆保険会社との間で問題を解決できない場合	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(受付時間:平日の午前9時15分~午後5時) 詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



## セゾン自動車火災保険株式会社

## 重要事項等説明書

## 注意喚起情報

組立式火災保険(じぶんでえらべる火災保険)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点については、契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。なお、ご契約者の他にこの保険の補償を受ける方がいらっしゃる場合、その方にも本書面に記載されている内容をお伝えください。

火災  
保 険

## 1 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回)等について

ご契約のお申し込み後であっても、「ご契約者の方が個人」かつ「保険期間が1年超」の場合は、申し込まれた日または本書面の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、既に保険金支払い事由が生じているときには、クーリングオフの効力は生じません。

<クーリングオフができないご契約>

●保険期間が1年以下のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) ●営業または事業のためのご契約 ●質権が設定されたご契約 ●法人または団体・財団等が締結されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ●法令により加入が義務づけられているご契約 ●通信販売特約により申し込まれたご契約

クーリングオフの手続きは、上記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社の下記宛先に必ず郵便にてご通知ください。契約取扱者(営業担当者・代理店)では受け付けることができません。

<宛先>

〒170-6068  
東京都豊島区サンシャイン60内郵便局  
私書箱1112号  
セゾン自動車火災保険株式会社  
クーリングオフ担当行

<記載事項>

●クーリングオフする旨の記載  
●契約者の氏名(押印)、住所、電話番号  
●契約申込日 ●契約の保険種類  
●証券番号、または保険料領収証番号  
●当社営業店または取扱代理店名、扱者名

クーリングオフされた場合は、既にお支払いいただいた保険料は返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合は、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただく場合がございます。

## 2 ご契約時にお申し出いただく事項(告知義務)

(1)ご契約者または被保険者になる方は、申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、当会社が告知を求める事項(告知事項)についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項は申込書に★印で示している項目です。

★告知事項

①保険の対象の所在地 ②保険の対象の所有者 ③建物の構造・用途・面積・種類・建築年 ④割引の適用可否 ⑤この保険契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 ⑥【個人賠償責任補償特約をセットする場合】被保険者(本人) ⑦【借家人賠償責任補償特約および修理費用補償特約をセットする場合】被保険者 ⑧【家賃損失補償特約をセットする場合】家賃の月額総額(家賃月額) ⑨【共同住宅の複数戸室に対し地震保険を加入する場合】地震戸室数

(2)(1)の事項について、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失等により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3 ご契約後にご連絡いただく事項(通知義務等)

(1)ご契約の後に次の事項が生じたときは、遅滞なく契約取扱者(営業担当者・代理店)または当社までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

○建物の構造または用途の変更 ○保険の対象の他の場所への移転 ○告知事項の内容の変更

(2)次の事項により危険増加が発生し、保険の対象がこの保険の引受範囲でなくなった場合は、ご契約を解除させていただきます。

○日本国外に保険の対象が移転した場合  
○建物の一部または全部を、小売店・飲食店などの店舗や事務所などの住居以外の用途に使用する場合や、住居として使用しなくなった場合

(3)(1)の他に、次のような場合も契約取扱者(営業担当者・代理店)までご連絡ください。

①建物の増築、改築、一部取りこわし・滅失などによる価値の増加または減少 ②保険の対象の譲渡  
③ご契約者の住所または連絡先を変更する場合 ④ご契約時に実際に著しく保険の対象の保険金額を高く設定していたことに気づいた場合 ⑤ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合 ⑥上記以外の変更

<ご注意>

○上記①の場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金の一部をお支払いできないことがあります。  
○上記②の場合で、ご契約の継続を希望されるときは、譲渡をする前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。なお、ご契約の継続を希望されない場合でも、譲渡された後、直ちにご連絡ください。  
○上記③の場合は、直ちにご連絡ください。ご連絡いただかないと重要なお知らせやご案内等ができなくなります。  
○上記⑥をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

## 4 事故が発生した場合の注意事項

1. 事故の発生

(1)事故が発生した場合は、直ちに営業担当者(営業担当者・代理店)または事故受付専用電話(☎0120-251024)にご連絡ください。

(2)個人賠償責任補償特約等の賠償責任を補償する特約をご契約の場合は、賠償事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談等は、必ず当社とご相談の上、行なってください。なお、この保険には示談交渉サービスはありません。

(3)この保険契約で補償する事故と同様の事故を補償する他の保険契約がある場合は、事故のご連絡を行う際にお申し出ください。

2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

保険金のご請求にあたって、次の書類等のうち当社が求めるものを提出していただけます。

	必要となる書類	必要書類の例
(1)	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	当社所定の保険金請求書、印鑑証明書、資格証明書、委任状、代理請求申請書、戸籍謄本、住民票 など
(2)	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	当社所定の事故発生状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など

	必要となる書類	必要書類の例
(3)	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物、家財等の財物に関する事故、他人の財物に損害を与えたことによる賠償事故の場合 修理見積書、請求明細書・領収証、損害内容申告書、破損品明細書、事故原因・損害状況の見解書・写真 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、死体検案書、領収証、戸籍謄本等の相続人を確認するための資料、休業損害証明書、源泉徴収票等の所得を証明する書類 など ③家賃の損失に関する事故の場合 居住者名簿、賃貸借契約書、住民票、復旧通知書 など ④盗難事故の場合 所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類、盗難品明細書、金融機関による被害口座の明細書(預貯金証書の盗難の場合) など
(4)	保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物であることが確認できる書類	登記簿謄本、固定資産税課税台帳、所有権区分に関する確認書その他これに代わるべき書類、売買契約書、賃貸借契約書
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	調査同意書(賠償事故の場合は相手方(賠償請求権者のものを含みます) など)
(6)	被保険者が損害賠償を負担することが確認できる書類	示談書その他これに代わる書類、判決書、相手方からの領収証・承諾書
(7)	質権が設定されている場合に必要書類	質権者の保険金請求書、債務残高証明書、質権直接支払指図書
(8)	当社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した書類 など

3. 保険金の代理人請求

被保険者に保険金を請求できない事情(意思判断能力を著しく失った場合等)があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいな場合は、被保険者の配偶者または親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは契約取扱者(営業担当者・代理店)または当社までお問い合わせください。

4. 保険金請求権の時効

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、保険金請求権が発生する時期については、普通保険約款・特約をご参照ください。

5. 保険金支払後のご契約

組立式火災保険は、損害保険金、盗難保険金(※1)または水害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(再調達価額限度)の80%を超えた場合、ご契約は損害発生時に遡って終了します。(※2,3)  
なお、80%を超えない場合、保険金額は自動的に復元し、ご契約は満期日まで有効です。

(※1)通貨等の盗難の場合を除きます。

(※2)保険の対象が複数ある場合は、保険の対象ごとに適用します。

(※3)ご契約が終了した場合でも、未経過期間(長期契約の場合は事故発生年度の未経過期間)の保険料は返しません。

## 5 その他の注意事項

(1)補償される収容家財の範囲について

次の①②③のものを対象としてご契約される場合は、ご契約の際に「明記物件」として申告していただき申込書に明記することが必要です。申込書に明記されていない場合、保険金をお支払いすることができませんのでご注意ください。(ただし、家財を対象にご契約された場合、①については「明記物件に関する特約」に基づき、1個(組)あたり最高30万円で、1事故あたり300万円または家財の保険金額を限度に1度だけ保険金をお支払いいたします。)

①1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品

②稿本、設計書、図案、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(2)保険期間の途中での特約の追加・削除

「風災、雹災および雪災補償特約」、「水濡れ、物体の落下・飛来および騒擾等損害補償特約」、「盗難補償特約」、「水災補償特約」および「諸費用補償特約」は保険期間の途中で追加または削除することはできません。ただし、保険期間が1年を超えるご契約の場合、毎年の保険始期日に相当する日に限り、追加または削除することができます。

(3)免責金額(自己負担金額)について

風災、雹災および雪災による損害を補償する「風災、雹災および雪災補償特約」をセットした場合、ご契約時に免責金額(事故による保険金の一部を自己負担とする取扱い)を設定します。ご契約の免責金額については、申込書にてご確認ください。

(4)保険料の払込猶予期間等の取り扱い

第2回目以降の分割保険料は、毎回の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料の払い込みがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかったり、保険契約が解除される場合があります。

(5)建物保険金額の調整

保険期間が5年を超えるご契約の場合、建築費または物価の変動等により、建物の保険金額を保険期間中に調整する必要が生じた際には、保険金額を妥当な金額に調整いただくようご契約者に通知します。その際に、調整額に応じた保険料のご請求またはご返還を行います。なお、保険料のご請求に対してお支払いがない場合は、保険金の一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(6)重大事由による解除

保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合や保険金の請求について詐欺がある場合またはこれらと同程度に信頼を損なう事由が生じた場合については、ご契約を解除させていただきます。

(7)保険証券および控除証明書

保険証券はご契約後にあらためて発行いたしますので、大切に保管してください。また、地震保険にご加入いただいた場合、保険証券に添付した控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、あわせて大切に保管してください。

## 6 保険金をお支払いしない場合

ご契約者、被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。保険金をお支払いしない主な場合は、「契約概要」の③「主な免責事由(保険金をお支払いしない主な場合)」をご確認ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は、普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

## 7 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約等をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、契約取扱者(営業担当者・代理店)または当社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

## 8 地震保険においてご注意いただきたいこと

居住用建物または家財を対象とする火災保険では、ご希望されない場合を除き、地震保険を合わせてご契約いただくことになっております。地震保険の契約をご希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認欄」に署名または押印をお願いいたします。なお、1回の地震等による損害保険会社全体の支払い保険金総額が6兆2,000億円(平成24年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減される場合があります。

お支払いする保険金=算出された保険金の額× $\frac{6兆2,000億円}{算出された保険金の総額}$

また、建物・家財が地震等により損害を受けても、地震が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象とした物の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

## 9 解約と解約返れい金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、契約取扱者(営業担当者・代理店)にお申し出ください。約款の規定にしたがい、保険料を返還、または未払い保険料をご請求することがあります。また、返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご注意ください。

## 10 保険会社破綻時の取扱い(損害保険契約者保護機構による契約者保護について)

保険契約をお引き受けしている損害保険会社の経営が破綻した場合または業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金や解約返れい金のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されるなど、支障が生じる場合があります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)\*またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻等した場合、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%、それ以外の保険金、満期返れい金および解約返れい金等は80%の補償割合となります。また、保険契約の移転等の際に、補償割合までの削減に加え、保険契約を適正、安全に維持するために契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定損害率、予定事業費率)の変更を行う場合があります。なお、地震保険については引受保険会社が経営破綻等した場合でも保険金・返れい金の100%が補償されます。上記以外の火災保険契約については損害保険契約者保護機構による保護はありませんので破綻保険会社の財産状態に応じた給付しか受けられません。

## 11 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険の募集、金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、下記の①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。  
②当社が保険制度の健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。  
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む。)があること。  
④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、当該企業がその取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で、利用を行います。当社の個人情報保護宣言、当社のグループ企業や提携先企業等については、当社のホームページ(http://www.ins-saison.co.jp)をご覧ください。また、下記の窓口までお問い合わせください。

◆お問い合わせ窓口 セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室  
☎0120-281-389 受付時間:9:00~17:30(ただし年末年始を除く)

## 12 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆ご契約に関するお手続き・お問い合わせ先	契約取扱者(営業担当者・代理店)へご連絡ください。
◆事故が起こった場合	契約取扱者(営業担当者・代理店)または事故受付専用電話へご連絡ください。 事故受付専用電話 ☎0120-251024 (24時間365日受付) ※事故受付以外のお問い合わせは、下記連絡先をお願いいたします。
◆当社へのご相談・苦情・お問い合わせ先	お客様相談室 ☎0120-281-389 受付時間:9:00~17:30(ただし、年末年始を除く)
◆保険会社との間で問題を解決できない場合	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。日本損害保険協会 そんぼADRセンター 電話番号 0570-022808(ナビダイヤル)(受付時間:平日の午前9時15分~午後5時) 詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)